

# 緊急提言

## 新型コロナウイルスの影響と社会教育

令和2年11月

第34期新潟市社会教育委員会議



## はじめに

新型コロナウイルスの影響により、経済社会も地域社会も大きな変化を強いられている。新潟市公民館の標榜する「つどい まなび むすぶ」のように、直接的に人と人が集い、互いに学び合って地域活性化に寄与してきた社会教育においても、活動が大きく制限され、市民の活力が著しく低下している。

とりわけ、高齢者のフレイル予防に貢献してきたであろう社会教育活動が行われない状態が継続することは、高齢者と取り巻く家族に大きな負担を生じさせる可能性が高い。

### フレイル予防

新潟市は、平成 31 年度より、健康な状態と要介護状態の間であるフレイル（虚弱）を予防し、健康寿命を延伸することを目的としたフレイル予防事業を実施しています。実施方法として、東京大学高齢社会総合研究機構が考案したフレイルチェックを導入し、チェックを受けていただくことで、フレイルのリスクを見える化し、本人の自覚に基づき、生活改善に取り組んでいただくものです。

### フレイルとは

加齢により心身の活力（筋力、認知機能、社会とのつながりなど）が低下した状態をいいます。

多くの人が健康な状態からフレイルの段階を経て、要介護状態になると考えられています。

健康寿命を延ばすため、栄養・運動・社会参加を意識し、フレイルを予防しましょう。

新潟市 HP（福祉部地域包括ケア推進課）

<https://www.city.niigata.lg.jp/smph/iryo/kaigo/kaigoyobo/furailiyobou.html>

もちろん、高齢者に限らず、働く世代、子育て世代、青少年にとっても、社会教育活動が日々の活力を生み出してきたのであるが、日常生活に加えて社会教育活動も制限を受けることで、心と体の健康にも影響を及ぼしている。

このような状況下だからこそ、社会教育にできることは何か。課題を整理し、希望の持てる未来を目指し、市民の活力を取り戻せる取組みについて考えることが喫緊に求められている。

2003 年の鳥インフルエンザ、および SARS はその年のうちに流行が抑え込まれたが、2009 年の新型インフルエンザ流行により、インフルエンザは冬だけのものではなくなっている。今回の新型コロナウイルス感染症の流行もいずれおさまるにせよ、今後も何らかのパンデミックが生じることは十分考えられる。その時に備えて今回の対応をまとめておくことも行政上の責務である。

誰もが安心して安全に学び、元気を生み出す社会教育となるよう、緊急に提言するものである。

第 34 期新潟市社会教育委員会議  
議長 雲尾 周

# 目 次

はじめに

第1章 生涯学習・社会教育への影響と課題	1
第1節 新型コロナウイルスの感染状況	1
1 全国の感染状況 ―緊急事態宣言発出から解除まで―	1
2 本市における感染状況 ―感染者確認から第一波の収束まで―	1
3 市民生活への影響	2
4 社会教育施設、生涯学習事業への影響	2
第2節 新型コロナウイルス感染症に関する対応と課題	4
1 事業運営について	5
2 施設管理について	16
3 社会教育全体に通ずる課題解決の方向性	25
第2章 新しい時代の生涯学習・社会教育のあり方について[提言]	28
第1節 利用制限の基準作成	28
第2節 ICTを活用した「つどい、まなび」	30
第3節 ICTを活用した「つどい、むすぶ」	31
第4節 大切にする直接的「つどい」	32
第5節 新しい「つどい まなび むすぶ」のために	33

おわりに

資料 第34期新潟市社会教育委員会議 審議経過	
第34期新潟市社会教育委員会議 委員名簿	

## 第1章 生涯学習・社会教育への影響と課題

### 第1節 新型コロナウイルスの感染状況

#### 1 全国の感染状況 ー緊急事態宣言発出から解除までー

2019年12月に中華人民共和国湖北省武漢市で確認された原因不明の肺炎は、2020年1月、中国当局によって新型コロナウイルスと確認された。日本国内でも1月中旬以降、感染者が確認され始め、政府は2月1日に感染症法の「指定感染症」に指定し対策を始めた。

その後、2月中旬から全国で患者が散発し、2月27日に政府は全国一斉学校臨時休業を要請した。また、北海道や首都圏、関西圏を中心に感染の急激な拡大がみられたことから、4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法を適用し、7都府県に緊急事態宣言を発出、4月16日には対象が全国に拡大され、本県においても宣言に基づき、外出自粛要請や休業要請等が行われた。大型連休を経て5月14日には感染者が一定程度抑えられているとして、本県を含む39県についての宣言が解除され、5月25日には全国の緊急事態宣言が解除された。

#### 2 本市における感染状況 ー感染者確認から第一波の収束までー

本市では、2020年2月29日に市内1例目の感染者を確認した。それ以降、卓球関連のクラスターが発生し、1週間の感染確認が10例となるなど、1か月弱の間に最初の感染ピークを迎えた。この段階で新潟県は全国的にも感染者が多い県であり、そのほとんどが新潟市という状況だった。

3月下旬から4月上旬までは、海外や首都圏等への往来や、遊戯施設利用が原因と思われる感染者がみられたものの、感染経路が確認できるケースが多く、新規感染者数は週2、3名程度と減少傾向に転じた。

4月16日の緊急事態宣言の全国拡大と同時期となる4月中旬から、大型連休明けの5月初旬にかけて、北区の高齢者を中心としたクラスターが発生、再び1週間の感染確認が10例となるなど、本市2回目の感染ピークを迎えた。その後は5月15日の63例目の感染確認以降、本市での新たな感染者は1か月以上確認されない状況が続き、第一波はこの時点で収束したものと考えられる（6月18日に64例目確認）。

### 3 市民生活への影響

国内において新型コロナウイルスの感染が確認されてから、連日、昼夜にわたりマスメディアにより多くの情報が提供され、市民の備えや判断に資することになった一方で、過剰な警戒心、恐怖心、さらには好奇心が煽られる面もみられた。特に市内で感染者が確認されてからは、感染症患者及び家族、職場などの関係者、さらには医療従事者に対する偏見や誹謗中傷がみられた。

日常生活では、マスクや消毒液など衛生用品の需要が大幅に増加したが、世界的な感染の拡大等によって供給が間に合わず、品不足の状態が長く続くこととなった。

また、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う外出自粛やイベントの中止などの影響により、飲食業や宿泊業を中心に売り上げが大きく減少するなど、あらゆる業種の経営に影響が及んだ。本市が4月に市内420事業所に対し実施した緊急景況調査では、9割を超える事業所が経営にマイナスの影響があると回答し、特に飲食業における影響が大きかった。

学校については、政府の要請を受け3月2日から春期休業の前日まで、市内小中学校および市立高等学校などが臨時休校となった。春期休業開けには新学期を開始したが、緊急事態宣言拡大により再度一斉休校となり、学校再開後も感染リスクの不安等から自主的に登校しない子どももみられた。

### 4 社会教育施設、生涯学習事業への影響

本市で感染の広がりがみられた当時、国内での感染者は高齢者が多かったことや、市内で卓球クラスターがみられたことから、3月初旬から市の高齢者施設、体育施設が順次休館となり、あわせて社会教育施設やコミュニティ施設などで体育施設に準じた利用形態がとられていたホールなども利用停止となった。

また、4月の緊急事態宣言の拡大に伴い、市が住民に対し不要不急の外出自粛を呼び掛けたことから、それまで開いていた社会教育施設も全面的に閉館となり、生涯学習事業もすべて中止・延期となった。

緊急事態宣言の解除後は、ガイドライン等の準備が整った施設・事業から順次再開となった。再開に当たっては、例えば、密や接触を避けるための座席設定や飛沫対策、オンライン化の促進に向けた取組みなど、新しい生活様式を踏まえた対策が各施設で行われており、現在のところクラスター発生など大きな混乱は報告されていない。

一方で、施設利用ガイドラインが短期間のうちに改訂され、利用者への周知期間が短かったり、事業の運営方法が大きく制限され、事業本来の目的が十分達成できなかつたりするという課題も顕在化した。

新型コロナウイルス感染症に関する市民利用施設等の対応【2020年2月から6月まで】

期間		2月	3月				4月					5月					6月				
		第5週	第1週	第2週	第3週	第4週	第1週	第2週	第3週	第4週	第5週	第1週	第2週	第3週	第4週	第5週	第1週	第2週	第3週	第4週	
		2/24~3/1	3/2~8	3/9~15	3/16~22	3/23~29	3/30~4/5	4/6~12	4/13~19	4/20~26	4/27~5/3	5/4~10	5/11~17	5/18~24	5/25~31	6/1~7	6/8~14	6/15~21	6/22~28		
市内感染状況		新規感染者数	1	4	10	10	2	3	2	10	9	7	4	1	0	0	0	0	1	0	
		感染状況	●2/29感染者初確認→卓球クラスター				●帰国者増加		●北区クラスター												
新潟市	学校	幼・小・中・特 (学童保育)	・3/2~春季休業開始日 臨時休校				・新学期より学校再開		・4/23~5/10再休校		・5/11~31延長(分散登校)					・6/1~通常登校(学校開放は当面休止)					
		高校・中等学校	・3/2~春季休業開始日 臨時休校				・学校再開		・4/15~5/10再休校(通学リスク)		・5/11~31延長(分散登校)										
	保育施設	感染者発生施設	・3/9~15山潟保育園臨時休園(3/23まで延長)				・4/27~28東区私立こども園臨時休園														
		その他	・3/3~31協力保育依頼				・4/1通常運営		・4/21~5/10登園自粛要請		・5/11~31登園自粛要請延長										
	施設	体育・運動施設	屋外	・3/4~15体育施設休館・3/16~31休館延長				・4/1屋外・プール・スケート再開(~20)		・4/21~5/10緊急事態宣言により休館		・5/11屋外一部再開(プール・スケート休業)					・6/1~屋内施設(体育館・プール・アイスアリーナ等)は準備が整い次第再開(トレーニング室は当面利用中止)				
			屋内					・4/1屋内再延長													
		高齢者関連施設	・3/1~15休館		・3/16~31休館延長		・4/1~13再延長		・4/14~5/10再延長		・5/11~31再延長					・6/1~利用再開(入浴施設は準備でき次第再開)					
		文化施設							・4/21~5/10臨時休館		・5/11以降準備が整い次第再開										
		社会教育施設	・3/5~体育施設に準じ一部貸室中止(軽運動室)						・4/23~5/17臨時休館		・5/18~ガイドラインに沿って再開(軽運動室除く)										
		図書館							・4/23~5/10臨時休館		・5/11サービスを限定して再開					・5/21~ガイドラインに沿って再開					
	コミセン等	・3/4~体育施設に準じ一部休館(大ホール等)				・4/3準備ができた所から休館		・4/13~5/10再延長		・5/11~31再延長					・6/1~準備が整い次第再開						
新潟県		・4/15~5/10県立学校休校 ・4/22~5/6休業要請 ・4/24東北・新潟緊急共同宣言 ・4/28中央日本4県知事共同宣言 ・5/7休業要請を一部延長(~5/20) ・5/15すべての緊急事態措置解除 ・県立学校休校延長(~5/31) ・5/15分散登校頻度上げ、6/1再開 ・外出自粛段階的に緩和 ・5月中は県をまたぐ移動の自粛 ・6/1~5都道府県との移動は慎重に ・6/19~制限なし ・疫学的な指標に基づく「注意報」、「警報」で注意喚起																			
国		新型コロナウイルスに係る緊急事態宣言(4/7~5/31)		感染状況の地域3分類(3/19) ①拡大傾向 ②一定程度に収まっている ③感染が確認されていない				●4/7 7都府県 ●4/16 全国に対象拡大					●5/4 緊急事態宣言延長(~5/31) ●5/4 13特定警戒都道府県指定 ●5/14 8都道府県特定警戒継続 ●5/21 京都・大阪・兵庫解除 ●5/14 39都道府県の緊急事態宣言解除(特定警戒都道府県のうち5県茨城、岐阜、愛知、石川、福岡含)					●5/25 緊急事態宣言解除 ●6/19 県をまたぐ移動制限解除			

## 第2節 新型コロナウイルス感染症に関する対応と課題

本節では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、各社会教育施設等がどのような対応を行ったのか、それによってどのような課題が生じたのかをまとめることを第一に行った。

このような危機管理は想定されることではなかった。例えば、『図書館におけるリスクマネジメントガイドブックトラブルや災害に備えてー』※1（三菱総合研究所 科学・安全政策研究本部 社会安全マネジメントグループ、2010年3月、文部科学省 生涯学習政策局 社会教育課）においては、「病気・事故」として、急病人等の発生、館内での事故、「自然災害等」として地震、風水害、火災、停電が挙げられているが、このような事態は想定すべくもなかった。

その後、東日本大震災を受けて文部科学省においても研究は進み、いくつかの指針・計画を経て、直近では、『学校の危機管理マニュアル作成の手引』※2（文部科学省、2018年、独立行政法人日本スポーツ振興センター学校安全部）を出している。同書1頁には、危機管理の3段階が示されている。

- 事前の危機管理（事故等の発生を予防する観点から、体制整備や点検、避難訓練について）
- 個別の危機管理（事故等が発生した際に被害を最小限に抑える観点から、様々な事故等への具体的な対応について）
- 事後の危機管理（緊急的な対応が一定程度終わり、復旧・復興する観点から、引渡しや心のケア、調査、報告について）

現在、新型コロナウイルス感染症拡大防止に関しては、個別の危機管理の段階とも考えられるが、事後の危機管理を並行して行うことも必要であり、ひいては新たな事象への事前の危機管理にもつながるものである。

そこで、社会教育施設等の対応と課題を、「1 事業運営について」、「2 施設管理について」と、2つの観点からとりまとめ、時系列の表を作成した。

本節で第二に行ったのは、それら課題に対してどう向き合うべきか考えることである。作成した時系列の表を、社会教育委員全員が各自検討し、課題解決のためにどのような考え方をしたり具体的な施策を進めたりするべきか意見を提出した。それらが、各項目の後に提示されている＜課題解決の方向性＞である。事業運営とも施設管理とも明確に当てはめることのできなかつた意見については「3 社会教育全体に通ずる課題解決の方向性」としてまとめた。

※1 文部科学省HP > 教育 > 社会教育 > 図書館の振興 > 図書館におけるリスクマネジメントガイドブックトラブルや災害に備えてー

※2 文部科学省HP > 教育 > 学校保健、学校安全、食育 > 学校安全 > 学校安全 < 刊行物 > > 「学校の危機管理マニュアル作成の手引」の作成について



## 1 事業運営について

### (1) 生涯学習センター（事業）

時期	事業	内容	課題
3月～	○主催事業	<p>○にいがた市民大学は、市内での感染者確認を受け、以降の令和元年度特別講座および令和2年度前後期講座を中止（公開講演会は延期）</p> <p>○初心者パソコン教室※は当面中止</p> <p>○生涯学習相談窓口※は当面中止（定例の会議は開催、情報整理や掲示板作成などは適宜実施）</p> <p>※ボランティアが講師などをするボランティアの協力による事業</p>	<p>○移動制限等により、県外など遠方から講師を招聘しての講義が困難になる。</p> <p>○パソコンや生涯学習相談のボランティアに意向アンケートを実施した結果、感染への不安の声が多く聞かれた。</p> <p>○初心者パソコン教室では、サポーターと受講者との距離が近く、マウス操作などでの接触もあることから3密が避けられない。</p> <p>○生涯学習相談窓口は対面形式のため、飛沫による感染のリスクがある。</p>
4月～	○共催事業内容の変更	○共催事業「大人向けプログラミング勉強会」をZoomによるオンライン勉強会に変更して開催	<p>○勉強会への新規加入者のフォローアップをオンラインのみで行うのは限界がある。</p> <p>○会場であるパソコン研修室の使用可能なパソコン台数を半分の6台としているため、勉強会の開催が難しい。</p>
6月～	○オンライン活用支援の開始	○Zoomの使用法、導入の仕方等について、公民館・図書館向けに支援チームを結成し、体験会等を開催（生涯学習センターと中央公民館で組織）	<p>○各施設でソフトや機器導入のための予算がない。</p> <p>○ソフトを操作できる職員の速やかな育成と関係する情報・知識の習得</p> <p>○オンライン講座開催時、不具合（聞こえない・見えない等）が発生する恐れがある。</p>

## <課題解決の方向性>

### 【講座型の事業】

- 講座型の事業においては、ウイルスの持ち込みと拡散が考えられ、3密が回避できる環境が整った上で再開もしくは縮小しての再開がよい。全国的拡大が収まるまでは中止の方向でも仕方がないが、公民館、図書館における事業実施基準を常に見直ししながら進める。オンラインで可能なものについては少しずつでも取り上げる（市民大学講座や講演会など）。
- これまで行われてきた、講師と受講者が一堂に会する従来の教室型の事業形態は、当市の社会教育の基本である「つどい まなび むすぶ」を実現させるために必要不可欠な事業形態であることから、新しい生活様式を念頭に、新型コロナウイルス感染拡大防止策を講じつつ、引き続き行う。
- 従来型の事業形態に加え、ICT等を活用したオンラインによる学習機会の提供、情報提供を併せて行うことが、今後の事業展開において必要なことである。
- 従来型の事業形態の実施にあたっては、飛沫感染を防ぐためにフェイスシールドやアクリル板等を使用するなどして、物理的な感染対策を施す。
- 講座のオンライン化にあたっては、事業実施可能な環境整備が優先されなければならない。補助金の活用や、市長部局との事業連携、避難所指定を受けている社会教育施設については避難所整備の視点も取り入れながら、早急に環境整備と職員の技術研修を行う。
- オンラインを組み合わせた講座を行う必要がある。例えば、県外や遠方の講師とオンライン会議ツールを活用し、講師を招聘せずに講座を実施するなどが考えられる。県外など遠方の講師も移動時間がなくなり、依頼しやすくなる。旅費も節約できる。

### 【ボランティアの協力による事業】

- 感染対策の方針を明示し、理解を得ることが必要である。
- 感染収束のめどが立つまではボランティアの活動を縮小・中止することもやむを得ない。
- ボランティアは個人の意思が一番であり、参加したい人が参加したい時に参加してもらえばよい。
- 感染防止対策のガイドラインが明確になってきている状況を踏まえ、ボランティアと受け入れ側相互の共通理解と感染症対策を徹底した上で、積極的なボランティアの受け入れを行う。
- 新型コロナウイルス感染症が収束し、ボランティアの協力が得られる状態になったとき、ボランティアが離れてしまっていないように、今の段階から活動の様子や見通し等の情報を伝えらえる（得られる）システムを整えておく。

(2) 公民館 (事業)

時期	事業	内容	課題
3月 ～	○主催事業	○予定していた公民館主催講座をすべて中止 ○新しい生活様式を踏まえ、「新型コロナウイルス感染拡大予防に伴う事業・講座実施基準」を公民館で策定(初版は3月。その後改定)し、緊急事態宣言解除後の令和2年6月から事業を再開	○受講者への事前中止事項の周知徹底 ○「感染防止の徹底」と、多くの人たちへの「学習・仲間づくりの機会提供」を両立させるには、様々な工夫が必要
3月 ～	○保育室の運営	○予定していた公民館主催の保育付き講座をすべて中止 ○「新型コロナウイルス感染症対策保育室運営ガイドライン」を作成(7月)	○保育者の保育室再開への不安 ○保育利用者への事前注意事項の周知徹底
3月 ～	○学習室、フリースペース、子育てサロン等の居場所	○居場所提供事業は、すべて中止 ○青少年を対象とした居場所提供事業(学習室・フリースペース等)は、机や椅子の配置を工夫して3密を防ぐ対策を取り、5月18日から再開 ○子育てサロンは、各館の状況に合わせて6月から再開	○施設の特性上、フリースペースや学習室利用者の様子が確認できない場合があり、感染拡大防止策を徹底できない恐れがある。
6月 ～	○オンライン活用支援の開始	○Zoomの使用方法、導入の仕方等について公民館、図書館向けに支援チームを結成し、体験会等を開催(生涯学習センターと中央公民館で組織)	○参加者によるコミュニケーションを通じての仲間づくりは公民館事業の大きな目的であり、オンラインだけでは不十分な場合がある。

<課題解決の方向性>

【講座型の事業】

○講師・受講者等皆が一つの会場に集まるスタイルから、オンラインでの開催を積極的

に取り入れる必要がある。しかしながら、オンラインに適しているものもあれば不適當なものもある。

- 「感染防止」と「学習・仲間づくり」の両立のために、オンラインでの講座を取り入れるが、ある一定回数に数回対面式を取り入れるハイブリッド型を推奨する。
- 近年、公民館で開催される家庭教育学級の参加者が減少している。共働き家庭が増えていることと、インターネットやLINEが普及し、わざわざ足を運ばなくてもそれなりの知識と情報を得ることができるというのも、一つの要因になっている。コロナ禍でオンライン活用が一気に進んだ今、オンラインによる社会教育施設ならではの家庭教育学級の実施を考える。誰でも参加しやすい環境をつくった上で、希望者によるコミュニケーションを重視した講座を展開すると、仕事や家事、子育てや介護などで公民館事業に参加できなかった人たちにも受講の機会が生まれ、学びの裾野を広げることができる。
- 講座のオンライン化は、館や地域の枠にとらわれない事業展開が可能になることから、環境が整った館から市内全域に事業を発信し、個々の公民館としての事業にこだわることなく、「新潟市公民館」として捉えた事業を実施する。  
県外、国外で活動する講師のオンライン講座も可能になり、多くの受講者の参加も可能になることから、内容によってはオンライン講座の有料化を検討する。YouTube配信等の活用により、仕事や家事、子育てや介護などで公民館事業に参加できなかった人たちにも受講の機会が生まれる。
- コロナ禍をチャンスと捉え、ネット環境の整備を進める。オンラインを活用した方法を検討し、今まで招聘できなかった県外講師の話を聴くことで、市民の学びたい欲求を満たす。費用、セキュリティの問題、職員のオンライン化のスキルアップが課題となる。
- 県内講師の人材を発掘、育成する（インバウンドに頼りすぎた観光業の反省から）。人材育成を通して、新潟市が考える社会教育のあり方を理解してもらい、講師が成熟した市民になることを目指す。
- 前例がない状況を今、迎えている。不安と恐れは伝染し、更に不安になっていく。しかし、「やってみないと、わからないこと」がたくさんある。3密をベースにしているワークショップや一時保育、読み聞かせの新たな方法を模索するためにも、関係者で「不安出し」、「で、どうする?」「何か新しいやり方はないか?（ひねり出す）」と小さい単位で試験的に実施し、構築していく。
- すべての講座事業の実施状況情報を一元化し、HPで閲覧できるようにする。講座参加の留意点や感染対策についての情報も載せる。HPは利用者が探しやすく、扱いやすいものであることが必要である。

**【フリースペース・居場所提供事業】**

- 居場所スペースや学習室は、施設の特性上、十分な感染防止策を講じることが難しい場合、利用の中止もやむを得ない。市内の施設一律の対応ではなく、個々の施設の状況に応じた対応策をとるべきである。

(3) 地域教育推進課 (事業)

時期	事業	内容	課題
2月 ～	○若者支援 事業	○新潟市若者支援協議会全体会議 <u>(5/18)</u> 中止 ○若者支援センターのフリースペ ース、学習室における高校生の 利用制限 <u>(2/28～4/22)</u> <万代市民会館臨時休館> <u>(4/23～5/17)</u> ○相談事業 新規支援対象者等の面談を中止 (電話相談のみ実施) → <u>5/18</u> より再開 ○居場所提供事業 居場所開設中止→ <u>5/18</u> より再 開 ○支援事業 ミニ講座中止→ <u>5/26</u> より再開 ○にいがた若者自立応援ネット フリー相談中止→ <u>6月</u> より再開 定例会議中止→ <u>7/10</u> より再開	○事業再開後、相談は対面 を避けて対応している が、飛沫による感染リス クがある。 ○密な状態を防ぎ、換気を 図るために事業の定員 を減らしたり、学習室の 利用時間帯を変更した りする必要がある。
3月 ～	○子どもふ れあいス クール事 業	○休止通知 <u>(3/30)</u> ○第1回子どもふれあいスクール 事業研修会の中止通知 <u>(4/27)</u> ○ <u>7月1日</u> からの再開通知 <u>(6/19)</u> 「再開に向けたガイドライン」 「保護者向け文書例」の配付 ○運営委員会や事前会議への参加 による再開への支援	○活動時の感染予防対策 の徹底 ○3密の回避 ○活動内容の制限 ○スタッフによる消毒作 業の負担 ○スタッフの不安への対 応 ○感染症対策の消耗品の 確保と補充

時期	事業	内容	課題
3月～	○地域と学校パートナーシップ事業	<p>○主催研修会（新任コーディネーター研修、地域と学校パートナーシップ事業研修）の中止</p> <p>○各校でのボランティア受け入れを「必要最小限」に制限（<u>6月末まで</u>）</p> <p>○7月からは「ボランティア受け入れに関するガイドライン（6月24日発出）」に基づき対応</p> <p>○「ウエルカム参観日（事業の成果を周知する場）」認定校における実施計画の大幅な見直し</p>	<p>○地域教育コーディネーターの職務や事業の進め方について説明する機会がなくなり、そのことによる問い合わせや確認などが課に多く寄せられた。</p> <p>○各校で「地域と連携・協働した取組み」を進めにくい状況が続いた。地域教育コーディネーターも本来業務以外の支援を行うことがあった。</p> <p>○休校の影響で実施計画の再検討が必要となった。計画提出締切りを一月延長し、その間に各校で再検討をしてもらうこととした。</p>
4月～	○令和2年度成人式	<p>○令和2年<u>4月1日</u>に、市公式HPに日程を掲載</p> <p>日時 令和3年1月10日（日）</p> <p>会場 朱鷺メッセ展示ホール</p>	○新型コロナウイルス感染症対策を行った上で、式典開催ができるか、もしくは集会式の式典を行わずオンライン形式で行うかを検討中
4月	○令和2年度「わたしの主張」	○「わたしの主張新潟市地区大会」の発表会は実施せず、応募作文の書類審査で行う。	<p>○発表会を行うことの学校職員や生徒の負担（発表会、司会者、アトラクションの練習等）</p> <p>○発表者、聴衆が会場に集まることへの感染拡大の懸念</p>

時期	事業	内容	課題
4月～	○街頭育成事業	○街頭育成活動→休止 (4/20～5/17) ○青少年育成員第1回リーダー会議→中止(書面による意見集約と情報共有) ○青少年育成員第1回研修会→延期して実施。マスク着用、常時換気、収容人数を定員の半分以上にし、講座形式で実施	○活動時の飛沫対策 ○3密の回避 ○青少年育成員の感染予防 ○街頭育成活動の方法の工夫

<課題解決の方向性>

**【フリースペース・居場所提供事業】**

- 施設内に入場する際に、手指の消毒やマスクの着用の徹底、検温により、感染症拡大防止を図る。
- 不特定多数の利用に関しては、新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)のダウンロードを呼びかける。
- 相対する必要のある相談に関しては、十分な感染予防対策を講じる。
- コロナ禍においても、フリースペースや居場所の確保などそのニーズに応える必要がある。感染症対策を取り、できる限り若者向けの居場所を確保する。
- 居場所の個室スペースを検討する。
- 日常的に利用できる、オンライン相談等の実施を検討する(新潟市若者支援センター「オール」)。
- 電話相談のみならず、若者に身近なツールであるLINEを活用し、「LINE公式アカウント」等の運用も検討する。

**【学校支援ボランティアの協力による事業】**

- 日本での新型コロナウイルス感染が報じられてから約半年が経過し、感染防止対策のガイドラインがより明確になってきている。状況を踏まえ、ボランティア、受け入れ側相互の共通理解と感染症対策を徹底した上で積極的なボランティアの受け入れを行う。
- 小、中学校はボランティアの受け入れと同時に、地域に受け入れてもらうことでの学習の場が、ほぼ中止か見送りになっている。児童、生徒に必要とされる体験型学習が実施できるように、従来の形にとどまらず、新しい形での実施を模索する必要もある。中学校の職場体験等については、市内各学校の情報をタイムリーに共有できるようにする。



- コロナ禍の中、疲弊した子どもたちを元気付けるためにも、特に子どもたちに還元できる活動については、なるべく早い活動の実施を検討すべきである。活動の工夫、見直しも含めて、厳しい状況ではあるが、活動をなくすのではなく、どのようにすれば継続できるのかを検討する必要がある。
- 地域と学校をつなぐのが地域教育コーディネーターの役目である。感染対策のため、直接、地域と学校の連携・協働した取組みを進めることは難しいかもしれないが、コーディネーターが橋渡しをしながら情報共有などの種まきは進めることができる。
- 地域教育コーディネーター同士のオンライングループを結成してはどうか。一定の情報管理は必要だが、コーディネーター同士での悩みごと・困りごと・アイデアの共有・情報交換がしやすくなる。
- 社会教育の担い手である地域教育コーディネーター、ボランティアを対象に、正しく恐れるための「コロナ感染症対策」勉強会を実施する（実施方法は、リアル、オンラインなど工夫する。日本赤十字社の「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！」の活用など）。

(4) 図書館 (事業)

時期	事業	内容	課題
3月 ～	○主催事業	<p>○おはなしのじかん等、子どもを対象とした事業および親子向けイベントの中止</p> <p>○1歳誕生歯科健診の中止に伴い、ブックスタート事業の中止</p> <p>○5月21日以降、3密が回避できる等、環境が整った事業から順次再開</p> <p>○7月から、1歳誕生歯科健診の再開に伴い、ブックスタート事業を再開。ただし、絵本の読み聞かせは行わず、絵本をお渡しするのみ</p> <p>○8月におはなしのじかん等、子どもを対象とした事業の再開。再開にあたっては、職員が行うものからスタートし、ボランティアの活動を行うものは、感染症対策に関して理解・協力が得られ、準備が整ったものから順次再開する。</p>	<p>○ブックスタート事業について、通常であれば健診会場で絵本をお渡ししているが、中止によりお渡しができなかった。図書館でも絵本が受け取れることを周知していたが、自粛の状況もあり、受け取りに来る人も少なかった。</p> <p>○対面朗読や読書会など3密を避けることが困難な事業があった。</p> <p>○ブックスタート事業について、絵本をお渡しするのみとしているが、実際に読み聞かせの体験をしてもらうことができず、ブックスタート本来の目的の達成が難しい。</p> <p>○ボランティアが活動するにあたり、感染症対策への理解・協力が得られることが必要である。</p> <p>○マスク着用や距離を取るなど、これまでとは違う読み聞かせのやり方で、子どもたちに絵本の楽しさがどこまで伝わるか懸念される。</p>

<課題解決の方向性>

【図書館の事業】

- ブックスタート事業は、親に読み聞かせを楽しんでもらえるようにする工夫が必要である。例えば、読み聞かせのポイントをまとめた動画をYouTube等で配信するなど、親へのアプローチが考えられる。
- オンラインと直接体験の両方で参加できる仕組みづくりを進めていく。オンラインに

よる朗読会は可能である。ブックスタート事業では、読み聞かせをオンラインで見られるように動画を作成し、出産した医療機関・助産院等で絵本を配付できるようにしておくこともできる。

## 2 施設管理について

### (1) 生涯学習センター・公民館（貸館）

時期	対応	内容	課題
3月 2日 ～	○子どもの 利用自粛	○市内小中高等学校の臨時休 校を踏まえて、小中高校生 のフリースペース、学習室 等の利用自粛。親子を対象 としたスペースの利用中止	
3月 5日 ～ 4月 22日	○一部貸室 の利用中 止 ○運動に用 いる備品 や道具類 の貸出禁 止 ○一部団 体・サー クルの利 用自粛	○市内体育施設の休館に準 じ、専ら運動を目的として いる貸室（軽運動室、講堂な ど）の利用中止 ○専ら運動を目的とした活動 をする団体・サークルの利 用自粛 ○施設利用予約団体・サー クルへの連絡、市 HP への掲 載	○利用中止の部屋以外で活動 を続ける運動系のサークル への対応に苦慮した（あくま でも自粛要請のため）。 ○利用中止としなかった類似 施設に団体が流れていった。
4月 23日 ～ 5月 17日	○臨時休館 ○利用再開 に際し、 施設管理 者向け・ 利用者向 けガイド ラインの 作成	○貸館業務の中止 施設利用予約団体、サーク ルへの連絡 ○委託業者等との調整	○土曜日に市一斉休業の発表 があった。複合施設の場合、 休館開始時期について、区と の調整に時間を要し、利用者 に周知するまでの時間が短 かった。

時期	対応	内容	課題
5月18日～	<ul style="list-style-type: none"> <li>○利用再開（軽運動室は、<u>6月1日</u>から再開）</li> <li>○一部団体・サークルの利用自粛</li> <li>○感染症拡大防止に係る広報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○利用団体へ施設利用ガイドライン等の周知</li> <li>○<u>6月1日</u>から体育施設に準じ、専ら運動を目的とした活動の自粛解除</li> <li>○<u>6月19日</u>から、文化施設に準じ、大きな声を出すこと、歌うことなどの活動自粛解除</li> <li>○感染症拡大防止対策の館内放送</li> <li>○関連情報の設置</li> <li>○感染症拡大防止に係るチラシ等による周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○活動の緩和などについて、他施設と足並みをそろえるための調整</li> <li>○個人学習室やパソコン研修室ではマスク着用の掲示をしているが、未着用の利用者がある（市民から苦情が寄せられる）。</li> </ul>
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○職員感染時の対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○対応マニュアルの作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○職員の感染確認後の具体的な対応（消毒方法や作業分担）が明確でない。</li> </ul>

<課題解決の方向性>

**【社会教育施設の貸館】**

- 消毒や換気、利用者名簿の保管など、現状のガイドラインの周知徹底、協力要請を継続することは、新型コロナウイルス以外の感染症に対応することにもなり、新たなルールとして定着させていくことが必要である。
- 施設利用者から感染者が出た場合の対応例について学習する機会を設ける。

(2) 地域教育推進課 (施設)

期間	対応	内容	課題
2月 28日 ～	○学校開放 事業の休 止・告知	○感染予防のため学校開放を 休止した。 ○休止について市公式HPで告 知するとともに、文書の郵 送・メール・電話等を使って 利用団体に周知を図った。	○当初の連絡のみ文書郵送に 頼らざるを得ず、事務負担 が大きかった（千以上ある 利用団体の情報環境が多様 であり、効率的な情報提供 が難しかった）。
2月 28日 ～	○学校開放 使用料の 還付	○感染症対応のためのキャン セル分については使用料の 還付対象とする。 ※新年度の納付はないため、学 校開放使用料分の運用は、令 和2年3月まで	○周知は十分であり、混乱や 利用者からの苦情はなかつ た。
2月 29日 ～ 6月 18日	○社会教育 施設の利 用制限お よび休館	○感染予防のため社会教育施 設（芸術創造村・国際青少年 センター、入徳館野外研修 場）の利用制限や休館措置を 行った。 ○他の社会教育施設と連携し、 制限内容等を整合させつつ、 市民への告知を行った。	○対応による混乱・利用者か らの苦情はなかった。
4月 10日 ～ 5月 10日	○児童・生 徒の学校 外活動の 自粛協力 要請	○児童・生徒の他者との接触機 会を減らし、感染予防を図る ため、学校外での活動（スポ ーツ活動など）の自粛に協力 してもらえるよう市スポー ツ協会を通じて各競技団 体に協力依頼をするとともに、 学校の緊急一斉メールを利用 し、保護者あて依頼を行っ た。	○協力要請の不徹底が生じ、 電話での問い合わせや相談 が数件あった（市スポーツ 協会への協力依頼が先行 し、保護者あて周知がその 5日後だったため）。

## <課題解決の方向性>

### 【学校開放事業】

- 今回の振り返りから、多様で、効率的な情報提供ができる仕組みを構築する。緊急時の連絡方法について取り決めを作成する。
- 緊急時の連絡をスムーズに行うため、今後、利用団体の情報環境をメールでの連絡に一本化する。登録時点で一律に情報発信できるようにしておく。
- 学校開放利用団体には、年度当初にインターネットでの登録を依頼し、連絡事項についてはすべてメールで行えるようシステムを整える。臨時利用申し込みについても、メールで行えるようにする。
- 学校開放利用サイトをつくり、利用情報等はそこから確認できるようにする。また、団体が利用するときは、サイト内に利用予定欄にチェックを入れるなどのシステム化を図り管理がしやすく、利用者も利用しやすいようにする。

(3) 図書館 (利用)

期間	対応	内容	課題
2月29日～4月8日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○図書館の「おはなしのへや」など親子スペースの利用を制限 (3月31日まで) および小中高生の利用の自粛 (4月8日まで)</li> <li>○閲覧席等の一部撤去</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校の休校に伴い、子どもが主に利用するスペースの利用を休止した。</li> <li>○小中高校生の図書館利用について、短時間で行っていただくよう呼びかけた。</li> <li>○閲覧席や学習室の椅子を減らし、間隔を空けて配置した。</li> </ul>	
4月7日～4月15日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○閲覧席等の一部撤去</li> <li>○情報コーナー等ブースの利用を一部制限</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○7都府県に緊急事態宣言が発令されたことにより、閲覧室や学習室の椅子をさらに減らした。</li> <li>○情報コーナーやAVブース等で、利用できる数を減らした。</li> </ul>	
4月16日～4月22日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○閲覧室等の椅子をすべて撤去</li> <li>○情報コーナー等ブースの利用を一部制限</li> <li>○貸出期間の延長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○緊急事態宣言の区域が全国に拡大されたことを受け、閲覧室や学習室の椅子をすべて撤去した。</li> <li>○情報コーナー等ブースの利用を休止した。</li> <li>○貸出期間を通常2週間のところ、3週間に延長した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○臨時休館前、駆け込みの利用が多く、混みあうこととなった。</li> </ul>



期間	対応	内容	課題
4月23日～5月10日	○全図書館・図書室臨時休館	○電話やメール、FAXでのレファレンス（調査相談）受付は実施	○特に、ホームページを閲覧できない利用者に対するサービス内容の周知
5月11日～5月20日	○サービスを限定して開館（予約本の受け取り、返却、貸し出しカード登録）	○主に事前に予約していた本の受け取り、新規の予約申し込みを開始した。	○予約申し込みが殺到し、準備に時間がかかってしまう事態が発生した。 ○返却本が集中し、書架に入りきらない状態となった。 ○貸し出しを予約本のみとしたため、予約せずに来館し、本を借りられずに帰る人が相次いだ（5月11日午前中の中央図書館来館者の約7割）。
5月21日～	○閲覧室への入室開始	○閲覧室や学習室の座席の数を減らす、情報コーナー等ブースの利用を休止するなどの感染症対策を講じながら利用してもらうようにした。 ○利用者へも感染症対策に協力いただくよう、ポスターやHPで周知した。	○利用ニーズに対して座席の数が不足し、すぐに満席となる日が生じている。
6月18日～	○AVブースや情報コーナー等の利用再開	○AVブースや情報コーナー等ブースの利用について、数を減らすなど感染症対策を講じながら利用を再開した。	

## <課題解決の方向性>

### 【図書館の利用】

- 来館者が密にならないように、ポスター掲示や職員による巡回・呼びかけ等の注意喚起に努める。
- 利用人数の制限と同時に、席によっては利用時間の制限を設け、利用者の回転率を上げ、長時間の滞在を防ぐ。
- 図書館の特徴として大きな声は出さない、会話しないなど、他施設と比較すると感染のリスクは少なく、巣ごもり状態において図書館の需要は平常時よりも増しているため、本の貸し出し、返却は常時行っても差し障りない。
- サービス内容の周知について、区報の緊急版、あるいは回覧板を活用して周知する。あるいは、図書館からLINE、メールが届く仕組みを作る。
- 周知方法として、自粛期間中も多くの人が訪れたスーパーマーケット、病院で告知ポスター張り出し、新聞折り込みチラシ、自治会の回覧版を活用する。
- 図書の貸し出しはオンライン検索システムを使い、図書館内に入らなくとも貸し出しができるシステムを検討する。
- 3密を避けつつ、図書館に親しむ、「屋外での出張図書館」など、図書館という場所にとらわれない方法も考えていく必要がある。
- 電子図書館化を図り、図書館に行かなくとも資料を利用可能にする。
- デジタルアーカイブを充実させ、デジタル図書館としての利用を促進する。

#### (4) 避難所としての社会教育施設

本市の社会教育施設のうち、12 公民館（7 分館含む）、その他（生涯学習センターなど）7 施設の計 19 施設が、災害時の避難所として指定されている。

市では、災害時の避難所運営が円滑に行われることを目的として、「新潟市避難所運営マニュアル」を作成し、地域住民、施設管理者、行政とが協力して避難所運営を行うこととしている。

これに加え、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない状況下において、災害が発生し避難所を開設する場合には感染症防止対策に万全を期することが重要であるとして、令和 2 年 6 月、新たに「新潟市避難所運営マニュアル 新型コロナウイルス等の感染症対策編（6 月 1 日暫定版）」（以下「避難所運営マニュアル感染症対策編」）が策定された。本マニュアルにより、避難スペース以外の場所についても、可能な限り避難者を収容する場所に充てて十分なスペースを検討・確保することや、感染症等の症状がある人のための別室等を検討・確保することなどが示された。今後はそれぞれの避難所の実情に適した、効果的な運営ができるよう準備が必要である。

##### <課題解決の方向性>

- 「避難所運営マニュアル感染症対策編」をより多くの市民が目にする事ができるように工夫する。たとえば市の HP に掲載されていることを周知したり、紙ベースのものを手に取れるようにし設置場所を広報したりする。そうすることで、市民が避難所について事前に把握しやすくなり、避難の見通しが持てる。
- 「避難所運営マニュアル感染症対策編」には『避難者を可能な限り受け入れる』とあるが、現実的には、以前よりも 1 人当たりのスペースを確保する結果、相当数の避難者が収容不能となると想定される。今後、新型コロナウイルス以外の感染症対策が必要になることも想定して、各避難所の収容人数を再検討する必要がある。
- 避難所の利用に関して、嚴重な感染対策が可能な避難所は収容人数を増やすことなどを検討する。
- 新潟市にはおおよそ小学校区単位を基礎としたコミュニティ協議会がある。住民が地域の実情を一番よく知っているため、各コミュニティ協議会において避難所以外の避難場所を確保（想定）する必要がある。
- 避難所運営委員会の方々に、地域の施設が感染症の避難場所になった場合を想定した訓練を行う。
- 自主防災組織、防災に取り組む団体と連携し、新型コロナウイルス感染に対応した訓練を行う。

- 前例がない事態ではあるが、「やってみないと、わからない」ことがたくさんある。想定外を想定内にするために、自治体間でも情報共有し情報の蓄積を行う必要がある。
- 自治体間、避難所間で迅速な連絡、調整を行うことができる情報共有ネットワークを整備する必要がある。
- 新型コロナウイルス対策として、市民の健康増進をさらに進める取組みを行う。大規模な災害が発生した場合、「命」最優先で、感染対策は2番手になるかもしれない。日頃から、健康に関心を持ち、自身の力（免疫力など）をアップする、維持する取組みを行う。

### 3 社会教育全体に通ずる課題解決の方向性

コロナ長期化の状況下でも、人々が学び合える方法、集い合い、話し合える方法を模索し、拓いていくことが社会教育に求められている。

- オンラインでのコミュニケーションづくりの手法・対面でのコミュニケーションづくりの手法のそれぞれについて、公民館としてまとめる。
- オンラインにおけるコミュニケーションは、リアルな場でのそれとはまったく異なる。オンライン環境におけるコミュニケーションを促進するための「ファシリテーションスキル」の習得は社会教育関係者にとって必要である。
- オンラインだからこそできることもある。リアルな場の代替品としてではなく、オンラインだからこそできることに目を向けつつ活用することが大切である。
- 今後、ICTは避けることができないので学ぶチャンスと捉え、職員がZoomの講師ができるくらいにスキルを習得する。確かに、「対面でのコミュニケーション」は意味がある。が、このやり方しかないのか？と再考することは大事である。接点を探し、つながるきっかけをつくる。例えば、子育て期の親に対しては、健診時、フッ素塗布など、多くの親が足を運ぶ「その場へ、社会教育を持ち込む」。保健センターとの連携を進め、縦割りの弊害を小さくする取組みにもなる。

コロナ禍において、社会教育のみならず学校をはじめとする教育現場全体で、これまで培ってきた教育手法が、感染拡大防止策によって大きく制限されることが多く、事業の在り方そのものが転換を迫られている。しかし、社会教育が人を育て、つながりをつくり、地域を活性化していくために必要とされる行政分野であることに変わりはない。社会教育の役割を再認識し、人材育成や地域づくりに貢献していくためには、このコロナ禍をチャンスと捉え、事業のIT化、デジタル化を進める絶好の機会にしていかなければならない。その際には、学・社・民の融合も一層進展させる。

- 事業のIT化にあたっては職員の資質向上が不可欠である。IT技術の習得だけでなく、広い視野を持ち、創意工夫の精神にあふれた職員の育成に取り組む。
- 社会教育施設のICT環境整備には大きな事業費が伴うが、国の事業の活用のみならず、民間企業との連携も視野に入れ、拠点的な施設整備に取り組む。
- 社会教育関係機関が、コロナ禍に立ち向かっていくための新しいデジタル社会像に関する有益な情報を発信している企業と融合していくことも場合によっては必要である。

ICTを活用した新しい取組みだけでなく、従来からあるもの、あるいは対面を前提に制度設計・運営されるものについても工夫しながら活用していく。

- 今、あるものを活用する。例えば、子育て期の親にNHKのEテレ幼児番組の活用法

を伝える。「テレビ見せっぱなし」は、子どもの成長にマイナスの影響があるが、声かけの仕方、目線の合わせ方などを伝える。単に「ダメ、ダメ」と禁じるのではなく、社会にある資源の使い方を教えていくことも社会教育の役割である。

- 社会教育コンシェルジュに必要な能力は何かを洗い出し、今後に向けて講座を組む。
- 社会教育活動支援センター（仮称）を設置し、経験豊富な職員が、様々な社会教育参加等の質問に答え、活動をコーディネートする。電話による支援、オンラインによる支援、実際に会って支援できるようにする。

新型コロナウイルス感染症に関する社会教育施設等の対応一覧（事業および貸館）

期間	2月		3月				4月					5月					6月					7月				
	5週 (2/24~3/1)		1週	2週	3週	4週	1週	2週	3週	4週	5週	1週	2週	3週	4週	5週	1週	2週	3週	4週	5週	1週	2週	3週	4週	5週
感染状況(市)	2/29新潟市内感染者初確認						4/7緊急事態宣言(7都府県) 4/16緊急事態宣言(全国)					5/4緊急事態宣言延長 5/14 39都道府県の緊急事態宣言解除 5/25緊急事態宣言解除					6/19県をまたぐ移動制限解除									
国の対応	2/27全国一斉学校臨時休業		3/19専門家会議				4/22休業要請(～5/6)					5/7休業要請を一部延長(～5/20)														
新潟県の対応																										
新潟市	社会教育施設(生涯学習センター)	【事業①】 2/29日の市内感染者確認を受け、いしがた市民大学は、令和元年度特別講座の3月以降の実施を中止。	特別講座の中止				令和2年度の前期・後期講座の実施について、オンライン講座の開催も含めて検討					令和2年度の前期・後期講座および公開講演会を中止(9月以降に、特別講座のみ実施)					令和3年度の講座の実施に向けて検討、運営委員会への報告・承認 特別講座に向けての準備等									
		【事業②】 2/29日の市内感染者確認を受け、初心者パソコン教室は当面中止。生涯学習相談窓口も当面中止。	※定例の会議は開催、情報整理や掲示板作成などは適宜実施。				【共催事業】 自主講座「大人向けプログラミング勉強会」をZOOMによるオンライン勉強会に変更して開催。					講座の中止・連絡														
	社会教育施設(公民館)	【事業①】 2/29日の市内感染者確認を受け、3月以降に予定していた公民館主催講座(保育付き講座を含む)をすべて中止。	事業中止				新しい生活様式を踏まえ「新型コロナウイルス感染拡大予防に伴う事業・講座実施基準」を公民館で策定(初版は3月)					「新型コロナウイルス感染拡大予防に伴う事業・講座実施基準」に則り、6月から事業を再開。														
		【事業②：居場所提供】 2/29日の市内感染者確認を受け、公民館における居場所提供事業はすべて中止。	居場所提供事業の中止				青少年を対象とした学習室やフリースペース等の提供は、机やイスの配置を工夫して3密を防ぐ対策を取り、5月18日から再開。					子育てサロンは各館の状況に合わせて6月から再開。														
	教育委員会(地域教育推進課)	【子どもふれあいスクール事業】 事業の休止通知(3月30日)	ふれあいスクール事業の休止				7月1日からの再開通知(6月19日) 「再開に向けたガイドライン」 「保護者向け文書例」の配付					7月1日から、ガイドラインに沿って事業を再開														
		【地域と学校パートナーシップ事業】 3月2日～春季休業開始日までの臨時休校および4月23日～5月10日までの再休校、5月11日～5月31日までの分散登校期間は、地域と学校パートナーシップ事業の各校でのボランティア活動は休止。	ボランティア活動の休止				※地域と学校パートナーシップに係る研修はすべて中止					6月1日～6月末までは、各校のボランティア受け入れを必要最小限に制限。 ※6月24日「ボランティア受け入れに関するガイドライン」を发出					必要最小限のボランティア受け入れ ※地域と学校パートナーシップ事業の校内研修用資料を市内小中学校に送付									
【居場所提供事業】 市内小中学校の一斉休校を受け、若者支援事業に係る居場所事業を中止。支援対象者等の面談も中止(電話相談のみ実施)。		居場所提供事業の中止				若者支援事業に係る居場所事業および支援対象者等との面談を再開(いずれも5月18日より)					居場所提供事業の再開(5月18日～)															
社会教育施設(公民館、生涯学習センター)	【貸館】 3月5日～5月31日 市内体育施設の休館に準じ、専ら運動を目的としている貸室(軽運動室、講堂など)の利用中止(6月1日から利用可)	軽運動室等の貸室中止				【貸館②】 4月15日の緊急事態宣言の拡大等を受け、貸館業務の中止(4月23日～5月17日)					5月18日から、ガイドラインに沿って一部再開					6月以降、屋内施設は準備が整い次第利用再開 定員人数について、6月1日から「100人以下かつ収容定員の半分以下」に変更 定員人数について、6月19日から「1000人または収容定員の50%のいずれか小さい方の人数」に変更										
	【事業】 2/29日～3月25日まで、子ども・親子向けイベント、赤ちゃんタイム、小中高生対象事業中止(ブックスタート中止。3月1日～3月15日まで、その他事業中止)	4月8日まで、親子、小中高生を対象とした事業中止 3月31日まで、上記以外の事業中止(方針として。対応は個別に検討)				4月23日～5月10日全館臨時休館					5月21日からは、3密が回避できる等、環境が整った事業から順次再開。					事業の順次再開(5月21日～)					7月から、赤ちゃんタイム再開 7月から、ブックスタート再開 読み聞かせはせず、絵本を渡す。図書館で実施					
図書館	【開館利用・貸館】 図書館開館業務は通常どおり館内で感染防止対策実施 2/29日～3月25日子どもの利用自粛 2/29日～3月25日おはなしのへやなどの子ども向けスペース利用中止	休館予定なし 当分の間 おはなしのへやなどのスペース利用中止 4月8日まで、子どもの利用自粛				4月23日～5月10日全館臨時休館。返却ポスト使用可、電話での問い合わせや調査対応可、予約受付不可 臨時休館までの期間 長時間利用自粛、席数縮小 4月19日～4月22日 貸出期間は3週間					5月11日から、サービスを限定して開館。 閲覧室利用不可 予約本のみ受取、返却、貸出カード登録。長時間利用自粛					5月21日から、図書館サービス再開。 ガイドライン適用。 長時間利用自粛。一部サービス除外					6月18日から、AVコーナー、学習室、情報コーナー等一部制限付きで利用再開 閲覧室や学習室、情報コーナー等の座席を減らすなど感染症対策を講じながら利用を再開					

## 第2章 新しい時代の生涯学習・社会教育のあり方について[提言]

周知の通り、2月27日、政府は全国の小・中・高等学校に対して臨時の一斉休校を要請し、また4月7日に緊急事態宣言を7都府県、ついで16日、全国に発令した。5月半ばから順次、同25日に1都1道3県で緊急事態宣言が解除されるまで、ほぼ3ヶ月間に渡ってわたしたちの日常生活は停止してしまっただとてよい。このような中、社会教育施設で通常行われている業務・学習活動もほぼ停止せざるを得なかった。それはやむを得ない対応ではあったとしても、市民に対する学習機会の提供を止めてしまったということでもある。

今後、新型コロナウイルスの感染状況がどうなるのかということの推測は難しいが、少なくとも、感染の拡大→収束→安定→(再)拡大・・・というプロセスは、安全で効果があり誰にでも行き渡るワクチンの製造等がなされるまで、年単位で継続して行くであろう。そうであるとすれば、今回のケースを基に今後の状況に合わせて教訓を引き出しておく必要がある。誤解を恐れずに言えば、社会教育においては、他者と対面し、課題や悩み、考えを共有することを通して人々の学習を促進することに価値があり、重要なことと考えられてきたが、そのような態様は今回の新型コロナウイルス感染拡大の状況下では否定されざるを得なかった。状況による社会教育の否定である。しかし、そのような中でも、社会教育にできることがあるのではないか。

前章では、社会教育の事業類型ごとに、影響と対応・課題・課題解決の方向性を個別に述べてきた。それらを総括して、提言を行う。

### 第1節 利用制限の基準作成

- 利用制限のガイドライン・基準づくりと利用者への周知
- 利用制限下における利用継続に向けた工夫
- ボランティアへの配慮

この原稿執筆時(9月上旬)の感染状況は、7月から8月前半の拡大(第2波)が収束に向かっている時期にあるように思われる。そして、3月後半から4月後半にかけての感染拡大期(第1波)のように全国的な緊急事態宣言が出されているわけでもないのに、現在の状況は、感染に留意しながらもほぼ日常生活を送ることができている。この状況がさらに安定すれば(第1波後の5月から6月にかけてのような状況)、やはり同じように感染に留意しながら日常生活を通常通りに送ることができる。通常通りとはいっても、新しい日常として、検温、手洗い、マスク着用(場と機会による)等は、継続、定着していくことであろう。



これらのことを前提とした上で、社会教育施設にできることを考えたいが、最初に着手すべきは、感染の拡大・収束・安定期において、どのような状況になったらどのような利用制限を加えるか（あるいは利用制限を緩和するか）というガイドライン・基準作りとその周知である。もちろん、これらのことは国や県・市の対応によって大きく左右されるが、大枠として、例えば（感染者数を指標とするならば）感染者数の増加がこれだけになったら施設を閉鎖する等の基準をあらかじめ利用者に対して周知することによって、混乱を避けることができる。この基準は、新型コロナウイルスの感染率等に限らず、例えば、風水害等により避難勧告・避難指示（この用語も改編が検討されているが）が出され、社会教育施設自体が避難所になるような場合など、利用者としての市民が来館することを止めることで、制限のもととなった事態への対処を行いやすくすることができる。

しかし、市民に対する学習機会の提供をできるだけ止めるべきではないという観点からは、ある程度の利用制限を行った上で、施設利用の継続を考えなくてはならない（もちろん、各施設の特性による）。例えば、市立図書館では、4月23日から5月10日までは臨時休館しつつ、電話・FAX・メールでのレファレンスを実施し、5月11日から1週間は予約本の貸し出し・返却・貸出カードの登録等の業務に限定していた。

あらためて図書館の利用形態を考えると、図書館資料を探す・借りる・返す・読む・調べ物をする・資料を複写する・学習場所として利用する等が考えられる。通常であれば、これらの全ての形態を尊重すべきであるが、特に感染の拡大期（3月後半から5月のような状況）においては、本を読む・調べ物をする・資料を複写する・学習場所として利用するといった利用形態を制限しつつ、本を探す・借りる・返す、を継続することは可能ではないか（レファレンス業務に関しては ICT 活用の項で述べる）。入り口での検温・手指の消毒・マスク着用および人数制限・滞在時間の制限を遵守すれば、予約本に限ることなく、本を探しながら借りて帰ることは可能となるであろう。

返却に関しては、現在も一部の図書館で行われているが、24時間利用可能な返却ボックスを設置することでも対応可能である。このように、感染がある程度拡大している時期であっても、感染を「正しく」恐れれば、できることはある。

利用制限の基準を作成することは、市民の権利を制限することではあるが、逆に見れば、状況に応じて権利を保障することでもある。どこまで制限するかという見方とどこまで保障するかという見方は表裏一体である。

その一方で、普段から施設運営を支えているボランティアスタッフに関しては、ボランティア参加の意向（感染に対する不安等）を聞いた上で、施設ごとに受け入れの可否を判断する必要がある。なお、学校等においては、ボランティアの意向以前に、校内での感染防止のために受け入れ不可の対応はありうる。

## 第2節 ICT を活用した「つどい、まなび」

- 社会教育施設における通信環境の整備と職員の習熟度向上
- オンライン会議アプリを活用したスマホ講座の実施
- 対面可能時期での関係づくり、仲間づくり

今般の新型コロナウイルス感染拡大の状況下で、特にビジネスや教育の分野で一躍注目を浴びたのが、ZOOM等のオンライン会議アプリケーションである。これらのアプリは、オンライン上でお互いの顔を見ながら双方向でのやりとりが可能のため、企業でのテレワークや学校教育におけるオンライン授業に用いられた。WEBを介して双方向のコミュニケーションが可能のため、場所に縛られることがない。自宅にいる同僚同士でのミーティングや、自宅にいる児童・生徒・学生の学校・自宅にいる教員による授業の受講を可能にした。しかし、これらのアプリのメリットを享受するためにはいくつかの前提条件がある。まず、利用する場所が自宅であるとする、自宅の通信環境によって、その効果は大きく左右される。通信環境、あるいは契約通信量を超えたことによる通信制限によって、画面・音声途切れたり、タイムラグが発生したりすることがある。解消するためには今まで以上の通信契約料が必要であり、機器の整備の費用負担が生じる。また、利用する端末の種類にも大きく影響される。スマートフォンなどの小さな画面では、相手の表情や小さな文字などを判別するのは難しい。さらに、利用する人がこれらのアプリや端末の使用方法にある程度習熟していないと、効果的な参加は難しくなる。

これらの点を踏まえた上で、社会教育施設におけるICT活用の利点と課題について考えると、まず利点については、上でも述べたように、これらのアプリは利用する場所を選ばないので、ある一定の場所に集まる必然性は少なくなる。講師も受講者も自分にとって都合のよい場所で参加することが可能になり、その意味で移動の手間と時間を省くことが可能になる。自宅ないし職場から講座会場までの移動時間が確保されない（あるいは会場の駐車場が十分でない）ために受講をあきらめていた人たちも参加しやすくなる。講師に関しても、往復の時間を含めて日程を確保してもらうことが困難であったり、交通費が高額になり依頼をあきらめていたりした人たちが、講座時間さえ空いていれば依頼可能となるため、講師選定の幅が大きく広がる。

また、アプリ上の制限はあるものの、参加定員にとられる必然性も少なくなる。従来の講座定員は、会場の広さによって設定されていることも多かった。しかし、講座の中でどのような活動を行うかにもよるが、参加定員は格段に増やせるし、その結果、地区公民館であっても地域性にとられず広域に、市全体を対象に募集することも可能となる。

そして何よりも、一カ所に集まる必要がないので、密閉・密接・密集の状況を回避

できる。さらにいうならば、これらの試みを録画して事後に閲覧可能になるという利点もある。

つまり、参加者層の拡大、講師の拡大、受講定員の拡大、参加地域の拡大が可能となる。

これらの利点がある一方で、課題も挙げることができる。まず施設・設備に関して、社会教育施設にどの程度の通信環境が整備され、またこれらのアプリを利用するための端末がどれだけ準備されているだろうか。その上で、職員がこれらのアプリや端末の利用にどれだけ習熟しているだろうか。これらの課題は、同時に利用者側の課題でもある。公民館等の利用者は高齢化しているとも言われるが、これらの利用者の自宅の通信環境、端末の所有とその利用、アプリの利用方法の習熟等が課題になる。さらに社会教育において重要視されてきた対面での学習、仲間づくりは、これらのアプリを利用した際に可能なのだろうかという点も挙げておきたい。

以上のことから、ICT を活用した講座の運営のためには、第一に、社会教育施設における通信環境の整備であり、職員のオンライン会議システムに対する習熟が求められる。これらのことは、平常時にある程度実施しておく必要がある。

第二に、利用者に対する「スマホ講座（タブレット・PC 講座）」を、ZOOM 等のオンライン会議アプリ活用に関連した形で実施する必要もあるだろう。

次にこれらのアプリを利用して講座等を実施するに際して、本来であれば講座を実施する中で受講者間の関係を次第に構築していくことが行われていくであろうが、これがアプリ上ではなかなか難しい。第三に、できる範囲で、対面可能な時期に関係づくり、仲間づくりの仕掛けをしておく必要があるということである。私見では、ある程度関係のできた集団では、何人かの集団に分けてのディスカッション等は可能であるが、それ以前の集団では同様なディスカッションは難しい。そうであるとすれば、対面可能な時期に様々な仕掛けによって人間関係の基礎を構築する必要がある。ある程度の人間関係の構築までは対面で、それ以降はオンラインでという、いわば「ハイブリッド」な講座等の運営も視野に入ってくる。ちなみに「ハイブリッド」な講座としては、時期による区分だけでなく、会場に 10 名、WEB で 40 名が受講し、会場にいる人は固定の場合もあれば入れ替わる場合もある、などといった形態も考えられる。

### 第 3 節 ICT を活用した「つどい、むすぶ」

○メールやチャット、LINE 等のメッセージアプリの活用

例) 図書館レファレンス業務、ボランティア間のメーリングリスト、若者の居場所等

オンライン会議アプリほどの双方向性を求めないというような場合、メールやチャット、LINE 等のメッセージアプリの利用が考えられる。これらの技術をどのように活

用するかということも考えられなければならない。

図書館のレファレンス業務を含む相談受付業務に関しては、コロナ対応に関わらず積極的に導入していく必要がある。図書館でのレファレンス業務を例にすれば、「〇〇に関する本はありますか」というような単純な相談から、より複雑な相談まで様々である。通常業務であれば、相談者とのやりとりの中から、どのような目的でどのような資料を必要としているのかを理解しつつ、資料の所在を説明していくことと思われるが、感染拡大期においては困難である。その中では、メール他のアプリを活用して、資料の所在を伝えることは可能である。ただ、これらのアプリの特性として、時間を選ばずに問い合わせを行うことができるので、それに対しては「対応できる時間帯（返信できる時間帯）は、〇時から〇時です」等、告知することで対応可能であろう。

同時に、様々な施設でのボランティア間のメーリングリストやグループ LINE の作成も、今後のボランティア継続に関しては有用である。社会教育施設に出向かなければ情報が得られない、学びの仲間と交流ができない、という状態から、いつでもどこでも誰とでも交流できる状況を確保できる。

さらに、若者を対象とした居場所提供に関わる施設においては、LINE 等のアプリ活用は必須ではないかと思われる。というのも、何らかの課題を抱えた若者に居場所や相談機会を提供することを考える時に、窓口まで出向く・電話する、という手段はハードルが高いと考えられる。10代から20代の若者は、コミュニケーション手段として、電話やメールではなく LINE 等を頻繁に利用しているということを考えれば、LINE 公式アカウントの設定・活用は、感染拡大期に限らず、平常時から利用すべきであり、早急に検討すべきである。そのことによって、今はまだ届いていない潜在的な利用者層に居場所提供の取組みの存在が認知される可能性を広げることができる。

#### 第4節 大切にする直接的「つどい」

- 避難所としての社会教育施設（利用者と職員の共通理解）
- 新型コロナウイルス感染症に関わる学習等を通して市民にとって頼りになる施設へ
- 社会教育施設利用者間のつながりやすい環境づくり（Wi-Fi 環境の整備）

以上のように、ICT を活用することで対面を減らした社会教育の活動がある程度推進することは可能であろうが、絶対的に会わなければならない場面もある。避難所となる社会教育施設である。

「避難所運営マニュアル 新型コロナウイルス等の感染症対策編」に関わることについては、すでに第1章の「避難所としての社会教育施設」で述べているが、災害時には、社会教育施設に必ず人が集まる。1人当たりの面積が広がり収容人数が減る一方で、熱のある人の別室確保など、施設の対応は困難が予想される。それが、施設に来

たことのない人、職員と面識のない人ばかりだと一層の混乱を呈するであろう。避難する人たちも、全然知らないところ、知らない職員では不安が増すばかりである。職員と自治会の防災担当者が綿密に打ち合わせるだけでなく、やはり個々の人たちがそれなりに施設を利用し、職員と顔を合わせ、災害時にどうすればよいか共通理解を持つことが望ましい。

新しい生活様式での過ごし方や新型コロナウイルス感染症に関わる学習、さらにはフレイル予防なども社会教育施設で積極的に展開することで、市民にとって頼りになるところと認識してもらえないだろうか。新しい生活様式に基づく講座を実地に行うことで、体験学習にもなる。まず「つどい」はやはり社会教育施設の絶対条件と言えるだろう。

また、避難所に備えられる設備でいらなくなりつつものがある。中越地震や水害等で避難所を設置してきた新潟県であるが、避難所にはインターネットにつながったパソコンが置かれ、皆が共有しながら情報を得てきた。東日本大震災の避難所になると、パソコンは設置されているものの、利用者はあまりいない状況であった。そしてこれからは、おそらくパソコンが設置されても利用者はほとんどいない。なぜならば、皆が小さなパソコン、すなわちスマートフォンを持って避難してくるからである。となれば、求められるのは、パソコンではなく Wi-Fi 環境である。誰もが情報を得たいし、関係各所に連絡を取りたい。避難者の数だけつながる Wi-Fi 環境が整備されることが求められるし、それは災害時だけでなく、平時においても利用可能であるならば、社会教育施設利用者間のつながりを作りやすくなる。気軽に使える Wi-Fi 環境が、お互いの情報のやり取りを促進し、交流を深めることが可能になる。直接会いながら、スマートフォンでも交流し、直接会えないときのつながりも維持するのである。

## 第5節 新しい「つどい まなび むすぶ」のために

○ICT 活用による多様な、より多くの市民の（対面あるいは非対面での）つどい、まなび、むすぶ→→新しい学びと社会教育活動の創出

学校教育においては GIGA スクール構想の繰り上げ実施により、子ども 1 人 1 台のタブレット配備が進んでいる。働く世代においてはテレワーク、リモート会議などが進んでいる。これらの社会教育施設に今まで関わりの薄かった人たちも、社会教育施設の ICT 対応が進めば、それを足掛かりに関わりが始まり、直接、社会教育施設に足を運ぶことに発展する可能性がある。各家庭の通信環境整備が進めば、子育て世代、高齢者にも広がっていく。

これからの生涯学習・社会教育は、ICT を活用しながら、今まで以上に多様なより多くの市民が対面あるいは非対面でつどい、まなび、むすびついていくものとなって

いくことが期待される。

ここで「市民」と記したが、社会教育施設は、住民票によって利用制限を強く受けるものでもない。住民票がなくとも、新潟市内に通勤・通学している人は利用可能とされている。さらに非対面講座の容量等が広がっていけば、元市民や現在は新潟市に関わりがないが新潟市に興味関心のある人も視野に入ってくる。新潟市を離れたが、例えば地元が嫌いであったから出て行ったならその嫌いな理由を率直に語る一方で、離れたからこそ見えてくるよさも感じていることがある。ずっと新潟市にいる人にはない視点である。新潟市に興味関心のある人としては、例えば移住を考えている人、新潟市出身の漫画家が好きで「聖地巡礼」をしたいと思っている人、観光旅行を考えている人など、全国、全世界にいるこれらの人たちとの交流は、新潟市の魅力を発掘し、新しい学びと社会教育活動を創出していく。

閉塞感漂う状況であるからこそ、新しい「つどい まなび むすぶ」を求めて、社会教育活動を推進していきたい。

## おわりに

「はじめに」でもふれたように、以前にも未知の感染症の経験はあったものの、全面的な渡航制限や都市封鎖が世界中で行われるような事態にまでは至らず、その意味では今回の事態は日本政府の想定外の出来事であったといえる。その想定外の出来事の中で、わたしたちは「生命か経済か」の二者択一を迫られ、緊急事態宣言下では経済よりも生命を優先した。もちろん、それは間違いではなく、同時に生命を軽視したかのような経済至上主義には問題があるが、その間に停止したのは、経済のみならず、生活そのものであった。社会教育は、その生活の中で他者とのつながりを通じた学びとその活用、生きがい・楽しみを提供してきたが、生活が止まるということはそれらの提供も止まってしまうということである。そうであるとすれば、生命そのものを守ったとしても、結果として、人間の生存にとって、衣食住と同等に重要な精神や心の部分が痩せ細ってしまうのではないか。そ意味では日本中のあらゆる世代がフレイルに陥ってしまったともいえる。この緊急提言は、このような他者とのつながりを通じた学びとその活用、生きがい・楽しみの機会を、どのようにしたら継続することができるのかということをも目的としたものである。

この間、筆者も勤務する短大でどのようにしたら学生たちに学ぶ機会を提供できるのかという事態に遭遇した。恥ずかしながら ICT 化のほとんど進んでいない職場で、すでにあるもの、なんとか利用できそうなものをいくつか組み合わせる上で、オンラインでの授業実施にこぎ着けることができたが（念のために申し添えておくと、オンライン授業ができたからそれでよいという意味ではなく、オンライン授業は次善の策でしかない）、その際に考えたのは、まずすでに利用可能なものを用いてできることからやってみること、そしてそれに対する要望や不満、改善案を共有しながら次のステップへ進むことが重要であるということであった。今後の社会教育施設が新型コロナウイルスの感染（あるいは更なる未知の感染症によるパンデミック）が止まない中でどのように学習機会を提供していけるのかという局面でも、この点は共通するのではないだろうか。今ある施設・設備を利用して学習機会の提供を図りながらも、同僚や他施設の職員、そして学習者の要望・不満・提案を共有しつつ、安心して社会教育活動に参加できる環境を作っていく必要がある。加えて、現在の感染拡大状況は小康状態とっていいと思うが、このような時期に施設・設備面の改善や利用制限の基準などを作成・周知しておく必要がある。どちらにせよ、感染症に打ち勝つことなどできない（人類が遭遇したあまたある感染症の中で、「撲滅宣言」がなされているのは天然痘のみである）。そうであるとすれば、感染症について知り、「正しく」恐れながら、同時に社会教育活動などの「不要不急」ではあるけれど、ある意味では必要不可欠な活動が可能になる条件を、平時から整えておくことこそが重要となる。

## 第 34 期新潟市社会教育委員会議 審議経過

会議	活動	期 日 会 場	内 容
第 1 回		令和 2 年 6 月 3 日 (水) クロスパルにいがた 交流ホール 2	◆新型コロナウイルス感染拡大防止のための社会教育施設の対応について 社会教育施設の臨時休館と再開の状況や、感染拡大の防止と社会教育施設での活動の両立を進めるために策定された「ガイドライン」について関係課から報告を受け、意見交換を行った。
第 2 回		令和 2 年 7 月 22 日 (水) クロスパルにいがた 交流ホール 2	◆第 34 期社会教育委員会議の研究テーマについて テーマを「新型コロナウイルスの影響と社会教育」とし、新しい地域課題として検証し、将来の教訓となるよう緊急提言としてまとめることを決定した。関係課から「新型コロナウイルス感染症への対応と課題」について報告を受け、意見交換を行った。
	提出	令和 2 年 8 月 26 日 (水) まで	◆各委員が意見を事務局に提出 新型コロナウイルス感染症への行政の対応と課題に対して、各委員が意見を事務局に提出した。
	打 合 せ	令和 2 年 8 月 28 日 (金) クロスパルにいがた	◆議長、副議長による緊急提言の草案作成 各委員の意見を確認し、議長、副議長が緊急提言の草案を作成した。
	提出	令和 2 年 10 月 12 日 (月) まで	◆各委員が緊急提言草案への意見提出 各委員が緊急提言の草案に対する意見を事務局に提出した。
	打 合 せ	令和 2 年 10 月 15 日 (木) クロスパルにいがた	◆議長、副議長による緊急提言草案の修正 各委員の意見を踏まえ、議長、副議長が緊急提言の草案を修正し、原案を作成した。
第 3 回		令和 2 年 10 月 28 日 (水) クロスパルにいがた 交流ホール 2	◆第 34 期社会教育委員会議の緊急提言の原案について 緊急提言の原案について協議し、決定した。
	懇 談	令和 2 年 11 月 20 日 (金) ふるまち庁舎 教育会議室 1	◆教育委員と社会教育委員との懇談会 緊急提言「新型コロナウイルスの影響と社会教育」を教育委員会に提出し、教育委員と懇談を行った。



## 第 34 期新潟市社会教育委員名簿

任期 令和 2 年 5 月 2 日から

令和 4 年 5 月 1 日まで

(◎：議長、○：副議長、五十音順、敬称略)

氏 名	所 属 ・ 役 職
おか まさこ 岡 昌子	新潟市立松浜中学校 地域教育コーディネーター
おがわ たかし ○ 小川 崇	新潟中央短期大学幼児教育科 教授
かくの ひとみ 角野 仁美	NPO 法人みらいず works
きむら いほこ 木村 いほ子	公益財団法人新潟県女性財団 専門員
くもお しゅう ◎ 雲尾 周	新潟大学教職大学院 准教授
ささがわ ひろと 笹川 博人	白根図書館友の会 会長
しゅつとう くみこ 出頭 久美子	新潟市立南浜小学校 校長
たなか かずあき 田中 一昭	新潟市小中学校 PTA 連合会 顧問
たなか ひろかず 田中 宏和	新潟市立白井中学校 校長
やまだ くみこ 山田 久美子	新潟市中央公民館運営審議会 副議長
わたなべ あや 渡邊 彩	新潟中央短期大学幼児教育科 講師